

さふらん利用料金表

令和3年4月改定

7級地 10.21

■介護報酬単価表(訪問介護)

			単位			特定加算10%	単位数	加算倍率	利用料金	ご利用者負担額 (1割負担の場合)	
			基本	加算	単位計						
身体介護	身体01・Ⅱ	20分未満	167		167	17	184	10.21	1,878	188	
	身体1・Ⅱ	20分以上30分未満	250		250	25	275	10.21	2,807	281	
	身体2・Ⅱ	30分以上1時間未満	396		396	40	436	10.21	4,451	446	
	身体3・Ⅱ	1時間以上1時間30分未満	579		579	58	637	10.21	6,503	651	
	身体4・Ⅱ	1時間30分以上2時間未満	663		663	66	729	10.21	7,443	745	
生活援助	生活2・Ⅱ	20分以上45分未満	183		183	18	201	10.21	2,052	206	
	生活3・Ⅱ	45分以上	225		225	23	248	10.21	2,532	254	
身体+生活	身体1	身体1生活1・Ⅱ	250	20分以上45分未満	67	317	32	349	10.21	3,563	357
		身体1生活2・Ⅱ		45分以上70分未満	134	384	38	422	10.21	4,308	431
		身体1生活3・Ⅱ		70分以上	201	451	45	496	10.21	5,064	507
	身体2	身体2生活1・Ⅱ	396	20分以上45分未満	67	463	46	509	10.21	5,196	520
		身体2生活2・Ⅱ		45分以上70分未満	134	530	53	583	10.21	5,952	596
		身体2生活3・Ⅱ		70分以上	201	597	60	657	10.21	6,707	671
	身体3	身体3生活1・Ⅱ	579	20分以上45分未満	67	646	65	711	10.21	7,259	726
		身体3生活2・Ⅱ		45分以上70分未満	134	713	71	784	10.21	8,004	801
		身体3生活3・Ⅱ		70分以上	201	780	78	858	10.21	8,760	876

訪問介護加算・減算	
2名の訪問介護員が訪問する場合	200%
夜間(18～22時)・早朝(6～8時)にサービスを提供した場合	25.0% 加算
深夜(22～6時)にサービスを提供した場合	50.0% 加算
緊急時訪問介護加算	100単位 加算
訪問介護初回加算	200単位 加算
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 13.7/1,000	13.7% 加算

<江南市・一宮市・稲沢市・丹羽郡扶桑町・丹羽郡大口町>

■介護報酬単価表(訪問型サービス)

		単位(月)	加算倍率	利用料金	ご利用者負担額 (1割負担の場合)
要支援1・2/事業対象者	週1回程度 Ⅰ	1,176	10.21	12,006	1,201
	週2回程度 Ⅱ	2,349	10.21	23,983	2,398
要支援2/事業対象者	週3回以上 Ⅲ	3,727	10.21	38,052	3,805

<岐阜県羽島市>

■介護報酬単価表(訪問型サービス)

		単位(月)	加算倍率	利用料金	ご利用者負担額 (1割負担の場合)
要支援1・2/事業対象者	週1回程度 Ⅰ	1,176	10.00	11,760	1,176
	週2回程度 Ⅱ	2,349	10.00	23,490	2,349
要支援2/事業対象者	週3回以上 Ⅲ	3,727	10.00	37,270	3,727

指定介護予防訪問型サービス加算・減算	
訪問型サービス初回加算	200単位 加算
訪問型サービス処遇改善加算(Ⅰ)	13.7% 加算

<江南市>

■介護報酬単価表(緩和型訪問型サービス)

		単位(月)	加算倍率	利用料金	ご利用者負担額 (1割負担の場合)
要支援1・2/事業対象者	週1回程度 Ⅰ	893	10.21	9,117	912
	週2回程度 Ⅱ	1,785	10.21	18,224	1,823
	週3回以上 Ⅲ	2,679	10.21	27,352	2,736

<一宮市>

■介護報酬単価表(緩和型訪問型サービス)

		単位(1回)	加算倍率	利用料金	ご利用者負担額 (1割負担の場合)
要支援1・2/事業対象者	週1回程度 4回迄	222	10.21	9,066	907
	週2回程度 8回迄	222	10.21	18,132	1,814

指定介護予防訪問型サービス加算・減算	
訪問型サービス初回加算	200単位 加算